

## 八王子市特別職報酬等審議会議事録

平成 30 年 11 月 15 日（木）午後 1 時

議会棟 第 5 委員会室

出席者 千葉茂委員（会長）、木戸和子委員（会長職務代理者）、谷靖夫委員、  
清水利郎委員、立川正晴委員、伊羅胡和哉委員、峯尾節子委員 委員 7 名  
（秋間利久委員、鹿山剛央委員、川原悠委員 欠席）  
職員課長、職員課主査、職員課主任（計 3 名）

### 会議内容

#### 1 諮問

諮問書及び以下の資料を配付

- (1) 平成 30 年東京都人事委員会勧告等の概要（資料 1）
- (2) 中核市及び類似団体の特別職報酬等一覧（資料 2）
- (3) 市長等特別職及び議員の期末手当支給率（資料 3）
- (4) 諮問書（資料 4）

#### 2 審議

【会長】定刻になりましたので開会します。平成 30 年 11 月 6 日付で八王子市長から諮問がありましたので、事務局から内容を説明願います。

【事務局】諮問書読み上げ

【会長】それでは審議を始めたいと思います。まず、事務局から資料について説明願います。

【事務局】平成 30 年東京都人事委員会勧告等の概要について説明します。

資料 1 を御覧ください。都職員の例月給については、職員の給与が民間従業員の給与を下回っているものの、その較差がきわめて小さく、公民の給与がおおむね均衡している状況であるため改定は行わないこととしています。しかし、都職員の初任給が国や民間の初任給を下回っており、有為な人材を確保する観点から、初任給は 1,000 円引き上げるものとしています。

また、都職員の特別給（賞与）については、民間事業所における支給割合を考慮し、年間の支給月数を 4.5 月から 4.6 月へ 0.1 月分引き上げ、勤勉手当に配分することとしています。

次に、特別職の報酬額について説明します。

資料 2 をご覧ください。資料 2-1 は中核市の特別職の報酬額を一覧にし、資料 2-2 は類似団体の状況を一覧にしています。どちらの資料も左側から、平成 30 年 1 月 1 日時点の住民基本台帳人口、次に市長の報酬額、次に副市長の報酬額、次に教育長、常勤監査委員、議長、副議長、常任委員長、議運委員長、議員の順に報酬額を表示しています。

また、人口と金額の左欄はそれぞれの順位を表示し、平成 29 年の特別職報酬等審議会の答申後に改定した中核市 3 市、類似団体 3 市に網かけしています。中核市 3 市のうち八戸市の市長、副市長、教育長及び常勤監査委員、並びに那覇市の教育長が引下げ改定を、それ以外

の市は引き上げ改定を行っています。類似団体3市は全て引き上げの改定です。

八王子市における特別職の報酬額は前年と変わりありませんが、一部の市が改定したため、中核市では副市長の報酬額が前年の7位から8位へ、教育長の報酬額が5位から6位へ、議員の報酬額が25位から26位へと、類似団体では教育長の報酬額が5位から6位へと変動しています。

【会長】他の中核市や類似団体と比較して、それぞれ順位が1つ下がっていますが、それほど大きな変動はないと理解していいかと思います。今、事務局から説明がありましたが、委員の方から何か御意見、御質問がありますか。

【委員】特にありません。

【会長】他の中核市や類似都市の状況を見ても、昨年度から社会経済情勢の大きな変化はなく、現行の特別職の報酬等については適正な水準を維持しているものとして改定の必要はないということになると思います。

審議会としては、平成30年の勧告内容や中核市、類似団体との比較等を参考に審議を行いました。今回改定すべき事由がないため、議員報酬及び市長等の給与については、現行のまま据え置きという答申となりますが、御異議ありませんか。

【委員】異議なし

【会長】それでは、審議会としては今回改定すべき事由がないため、報酬額は据え置きという意見とします。では、事務局で審議会の意見を踏まえて、答申書を作成願います。

次に、特別職の期末手当の支給率について、事務局から報告願います。

【事務局】資料3をご覧ください。資料3-1は中核市の市長等の特別職及び議員の期末手当の支給率等を一覧にしています。左側から算定基礎として支給額を計算する際の基となる給料月額、地域手当、役職加算の3つの要素を、その右側に計算方法を表示しています。算定基礎の各項目の欄に期末手当の支給額を計算する際に用いているものには○印を付していません。計算方法の右側には、市長、次に副市長、教育長、議会の議員の順にそれぞれの給与月額、支給月数、役職加算の割合、年間支給額とその順位を表示しています。

資料3-2は26市の市長等の特別職及び議員の期末手当の支給率を一覧にしています。左側から市長、次に副市長、教育長、議会の議員の順に6月、12月、3月のそれぞれの支給率と年間の支給率を計欄に表示しています。

特別職の期末手当については、これまで本市では職員の期末・勤勉手当と合わせて改定を行ってきました。平成30年東京都人事委員会勧告では職員の特別給（賞与）について年間支給月数を4.5月から4.6月へと0.1月分引上げ、その配分を期末手当と勤勉手当とあるうち勤勉手当により実施するとしていますが、特別職については期末手当しかないため、年間の引上げ分をその期末手当により実施するものです。

前回は、26市における期末手当支給率等を比較し、御意見いただいていたところですが、今回、中核市の状況をまとめましたので、それらの資料により比較・検討し、御意見いただきたいと思います。

また、これまでは期末手当の支給月数を比較していましたが、期末手当支給額を計算する際には、各市において基となる給料月額、地域手当、役職加算などの要素が異なりますので、

支給月数だけでなく、計算に用いている項目や年間支給額も記載した資料を作成しましたので、それらの資料により御意見いただきたいと思ひます。

具体的には、資料 3-1、17 番の船橋市の市長欄を御覧ください。年間支給月数は 4.4 月となっており、本市より低い支給月数となっていますが、支給額を計算する際に用いる要素としては給与月額、地域手当、役職加算を盛り込んでいるため、年間支給額は本市よりも高くなっています。また、26 番の豊田市についても、支給月数は 3.3 月となっておりませんが、船橋市と同様に、支給額を計算する際に地域手当も盛り込んでいますので、年間支給額は本市よりも多い、611 万 7,599 円となっています。

なお、事務局で 26 市の改定状況を確認したところ、本市を除く 25 市中 14 市が職員と合わせて改定するとの状況でした。また、職員と合わせて改定するほとんどの市が支給月数を 0.1 月分引上げる状況です。0.1 月分と異なる月数を引き上げる自治体としては、立川市が 0.05 月を、羽村市が議員について 0.2 月分引き上げる状況となっています。

本件は、審議会における審議事項ではありませんが、審議会としての御意見をいただくために報告するものです。

【会長】事務局から説明があったように審議事項ではありませんが、特別職の期末手当について、御意見はありませんか。

他市の状況がそれぞれ異なるので比較が難しいですが、人事委員会勧告というのは公民の格差を、景気動向や様々な環境変化に合わせて民間企業の状況を見ながらアジャストしていくという趣旨のものだと理解をしていますので、そういう考え方に基づいて、特別職の期末手当も職員の期末・勤勉手当と同様に 0.1 月分引き上げたいというものだと思います。何か御意見があれば、議事録に残したいと思ひます。

【委員】これまでの特別職の期末手当の支給率は、勧告の考え方により職員と同様に引き上げてきたという理解でよろしいですか。

【事務局】はい、基本的に職員と同様に特別職の支給率も改定しています。

【委員】今までもそのような経緯があるということですね。

【事務局】はい。

【委員】はい、わかりました。

【会長】先ほど、八王子市を除く 25 市のうち 14 市が職員と同様に特別職の期末手当の支給月数を改定する予定であると聞きましたが、それ以外の市はどのような状況ですか。

【事務局】改定しない予定の市が 6 市、現時点では未定という市が 5 市という状況です。

【会長】わかりました。他にいかがですか。

【委員】人事委員会勧告に倣って 0.1 月分の引き上げというのは妥当だと思います。

【会長】2 名の委員から御発言ありましたが、特別職の期末手当につきましては職員の期末・勤勉手当と合わせて改定することは妥当であるという御意見を頂戴しました。少数ではありましたが御意見ありましたので、これについては議事録に記載するように事務局にお願いしたいと思ひます。

それでは、答申案が整いましたので、各委員に配付してください。

【事務局】答申案配付

【会長】この答申案は市長からの諮問に対する回答案ということですね。事務局は答申案を  
読上げてください。

【事務局】答申案読上げ

【会長】本日の審議会の意見を反映した答申になっていると思いますが、お認めいただけま  
すか。

【委員】異議なし。

【会長】ありがとうございます。それでは、事務局で体裁を整えて、市長へ提出をお願いし  
たいと思います。

【事務局】はい。

【会長】大変スムーズに答申を作成することができました。これをもちまして本日の審議を  
終了とさせていただきたいと思います。本日の議事録につきましてはホームページで公表す  
ることとなりますが、事務局は公表前に各委員に内容を確認してください。それでは閉会と  
します。ありがとうございました。

閉会